

兵庫県芦屋市

公園施設長寿命化計画の概要

令和3年8月

芦屋市 都市建設部 道路・公園課

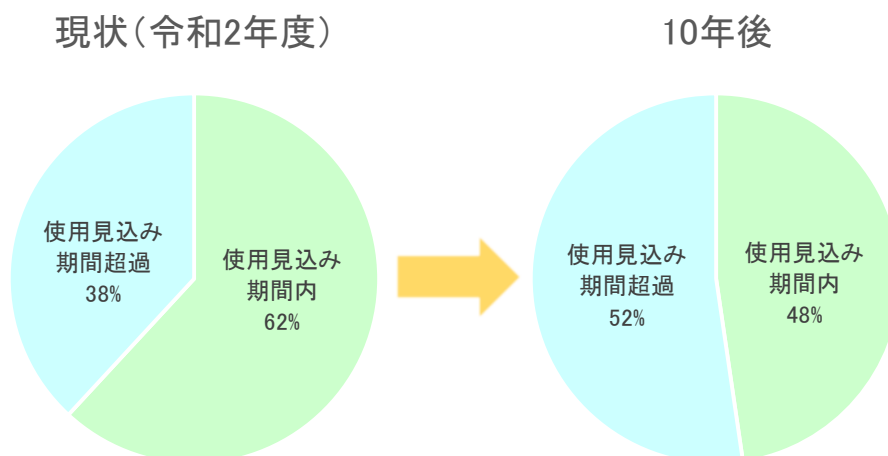
1. 計画策定の目的

本計画は、「芦屋市公共施設等総合管理計画」の理念・目的に基づき、公園施設の安全性の確保、長寿命化、最適化を図ることを目指し、今後の施設管理・施設整備を計画的に行うことを目的としています。

都市公園は、市民の活動の場、憩いの場であるとともに、都市環境の形成や安全性の向上に寄与する場として整備されてきました。

都市公園には、遊具をはじめ多種多様な施設が設置されていますが、時間が経過するにつれて老朽化が進行するため、安全に安心して利用していただけるよう、点検・補修・更新などを実施していく必要があります。

芦屋市の公園施設は老朽化が進んでおり、現在でも4割弱の施設で使用見込み期間を過ぎています。このまま使用を続けると、10年後には使用見込み期間を過ぎた公園施設が半数以上となってしまいます。



こうした公園施設を計画的に維持管理し、より長期的な使用に努めることで、維持管理や更新に要する費用を低減するとともに、その費用が特定の年度に集中して過度な負担とならないようにするための計画として、平成28年7月に『芦屋市公園施設長寿命化計画』を策定し、計画的な更新・補修を行ってきましたが、その策定から5年が経過し一部実態と合わない部分も出てきましたので、計画を見直すこととしました。

2. 計画期間

平成28年7月に策定した「芦屋市公園施設長寿命化計画」を見直し、新たに令和3年度から令和12年度までの10年間を計画期間としています。



3. 計画対象公園施設

計画対象となる公園は、平成28年7月の計画策定後から、涼風広場が新たに開設されたため、135公園となります。

涼風広場の開設や宮塚公園などの整備が進んだこともあり、計画対象施設も1,995施設に増えています。

園路広場	修景施設	休養施設	遊戯施設	運動施設	教養施設	便益施設
22	1	123	499	5	1	64

管理施設	その他	合計
1,280	0	1,995



(涼風広場)

(宮塚公園)

(春日公園)

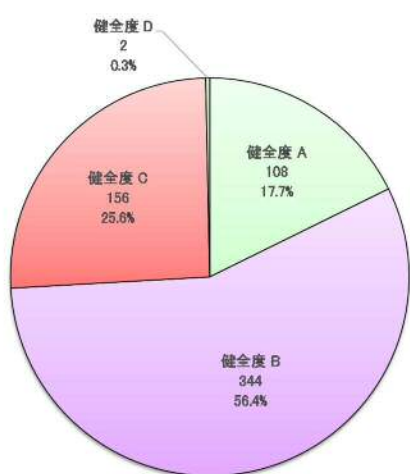


計画対象公園と公園施設の例

4. 健全度を把握するための点検調査結果の概要

国土交通省の「公園施設長寿命化計画策定指針（案）平成 30 年 10 月」（以下「指針（案）」という。）に基づき、遊具など特に安全に配慮して予防的な対策を行う施設 610 施設について、令和 2 年 8～10 月にかけて有資格者による健全度調査を実施した結果、安全に使用できるもの（健全度 A 及び B）が 7 割強、補修を行った上で利用を続けるもの（健全度 C）が 2 割強、使用禁止施設が 2 施設（健全度 D）となりました。健全度判定における評価基準は、以下のとおりです。

なお、使用禁止となった 2 施設については、速やかに補修を行いましたので、現在は安心して利用いただけます。



健全度	評価基準
A	<ul style="list-style-type: none"> • 全体的に健全である。 • 緊急の補修の必要はないため、日常の維持保全で管理するもの。
B	<ul style="list-style-type: none"> • 全体的に健全だが、部分的に劣化が進行している。 • 緊急の補修の必要性はないが、維持保全での管理の中で、劣化部分について定期的な観察が必要なもの。
C	<ul style="list-style-type: none"> • 全体的に劣化が進行している。 • 現時点では重大な事故につながらないが、利用し続けるためには部分的な補修、もしくは更新が必要なもの。
D	<ul style="list-style-type: none"> • 全体的に顕著な劣化である。 • 重大な事故につながる恐れがあり、公園施設の利用禁止あるいは、緊急な補修、もしくは更新が必要なもの。



公園施設の劣化進行情例

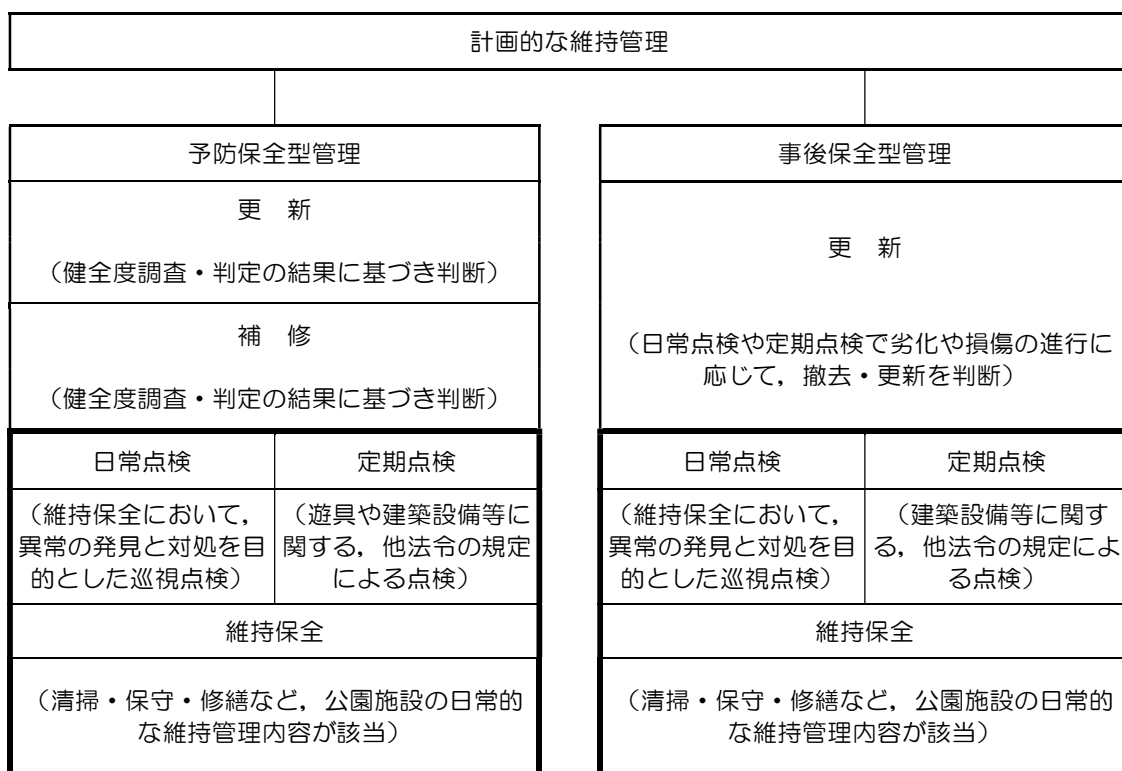
5. 対策内容と実施時期

対象となる公園施設について、健全度調査の結果等をもとに、予防保全型管理あるいは事後保全型管理に位置づけ、計画的な維持管理を行います。

予防保全型管理では、維持保全に加え、健全度調査により把握した健全度に基づき、日常・定期点検の結果を活用しながら計画的な改修・更新を行います。

事後保全型管理では、維持保全を実施し、劣化や損傷、異常、故障が確認された時点で改修・更新を行います。

予防保全型管理と事後保全型管理の概念図



健全度A、Bに判定された施設については点検を通常どおりに行い、消耗部品の定期的な交換や、処分制限期限前の再塗装等を実施し長寿命化を図ります。

健全度Cと判定された施設については、事後保全型管理による更新見込み年度を過ぎているか近いものはできるだけ速やかに更新し、それ以外の施設については、課題箇所の補修を行ったうえで予防保全型管理を行います。

健全度Dと判定された施設については、早期に補修・更新もしくは廃止します。

その他関連する事業が予定されている公園の施設については、当該年度にあわせて長寿命化対策あるいは更新を行います。

6. 日常的な維持管理に関する基本的方針

日常の管理については、清掃や巡視を行う際に損傷や異常が見られた施設に対して、補修等を行い、利用者の安全が常に確保されるよう維持保全します。

公園施設の中でも安全確保が特に必要とされる遊具については、毎年の定期的な点検を行い、劣化や損傷状況を確認しながら計画的な補修・更新を行います。

その他の予防保全型管理を行う公園施設についても、5年ごとの定期的な点検を行い、劣化や損傷状況を確認しながら計画的な補修・更新を行います。

7. 施設の更新に際して

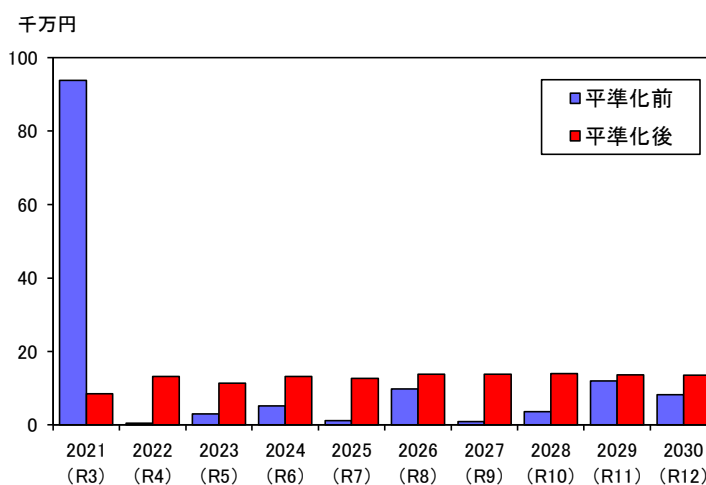
少子高齢化や公園周辺の住民の要望等により、公園全体の機能更新や、地域の実用に沿った再整備をしていくことが必要です。そのような場合は、公園利用者の声や対象となる公園の利用実態、周辺の土地利用状況などに配慮しながら、公園機能や公園施設の具体的見直しを行い、施設の統廃合・更新を行います。

8. 計画全体の長寿命化対策の実施効果

長寿命化対策として、公園施設の予防保全型管理を行うことで、公園利用者の安全性かつ快適性の確保、維持管理費用の平準化と可視化、ライフサイクルコストの縮減効果が得られます。

この長寿命化計画に基づく維持管理や更新を行うことで、ピーク時の年間事業費が1/4程度に圧縮され、膨大な費用が特定の年度に集中することを避け、計画的で着実な補修や施設の更新を実施することが可能となります。

また、この計画により着実な補修や施設の更新を実施され、公園施設をより安全で安心して利用できるようになります。



①概算費用合計（10年間）【②+③】	1,277 百万円
②予防保全型施設の概算費用合計（10年間）	637 百万円
③事後保全型施設の概算費用合計（10年間）	640 百万円
④単年度あたりの概算費用【①/10】	128 百万円